



2011年11月30日

お客様各位

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日（11月29日 米国時間）、アメリカン航空は、日本の民事再生法にあたる米国連邦破産法第11条の適用を申請し、経営再建に必要かつ妥当な措置を行いました。航空業界において競争優位性のあるコスト・債務体制の構築を実現し、引き続きお客様やコミュニティへよりよいサービスを提供するため、今回の措置にいたしました。アメリカン航空は、連邦破産法第11条の手続きの過程においても、平常どおり運航を続け事業を継続いたします。

ここ数年にわたり、弊社では将来的成長と長期にわたる成功のための基盤を築いてまいりました。国内および国際線ネットワークを拡充、世界各地における最善のパートナーとの提携を強化し、また、アメリカン航空が航空業界で最新かつ効率性の優れた航空機を所有することになる、転換的な航空機購入の合意にも達しました。さらに、ワールドクラスの顧客体験をお届けするため、商品やサービス、またテクノロジーへの投資を行ってまいりました。

しかしながら、これらの強みを十分活用するには、連邦破産法第11条適用によりコストと債務の再編をすでに行っている競合他社に比較すると、弊社はコスト面において非常に不利となる面があることも事実であります。アメリカン航空は、航空市場において長期にわたり競争力のある強い立場を築くべく、できる限り迅速かつ効率的に経営再建を進めることに専心してまいります。

連邦破産法第11条の手続きは、弊社が債務、コスト、その他の責務を再編する間、通常どおりの事業運営を続けることを可能とします。アメリカン航空は法的拘束を受けない41億ドルの現金や短期投資および事業からもたらされる収入を合わせ、連邦破産法第11条適用の過程において、業者、サプライヤー、ビジネスパートナーの皆様が提供して下さる製品やサービスに対して、慣例的な条件に従い、適時全額の支払いを行うのに十分な資金を保有しています。

皆様のご理解を感謝申し上げますとともに、引き続きアメリカン航空をご利用くださいますようお願い申し上げます。**お客様とのセールス契約は、今後も完全な法的効力を維持いたしますので、ご安心ください。**

アメリカン航空は、経営再建の間、以下を継続いたします。

- **安全かつ信頼できるサービスを提供いたします。**お客様は引き続き最優先と考え、安全で信頼できる旅行と質の高いサービスを今後も提供してまいります。
- **フライトは通常どおりのスケジュールにて運航いたします。連邦破産法第11条の申請により、弊社のサービスやスケジュールが直ちに変更することはありません。新型機材の導入による燃費効率の高い機材との入れ替えと共に、重要なハブであるダラス/フォートワース、シカゴ、ニューヨーク、マイアミ、ロサンゼルスを含む米国内線市場および国際線市場における競争力の高い航空会社としての存在を維持していきます。**

- 航空券とご予約は通常どおりお取り扱いいたします。変更と払戻しにつきまして通常どおり承ります。
- **AAdvantage** プログラムは完全に維持され、本申請の影響を受けません。メンバーの皆様が獲得されたマイルとエリートステータスは、今後もすべて有効です。
- ワンワールドアライアンスの創立メンバーの1社であり、今後も加盟航空会社であることに変わりはなく、共同運航パートナー全社との提携も継続されます。

再建手続きに関するご質問は、アメリカン航空の営業担当者までお問い合わせください。詳細は、アメリカン航空ウェブサイト [AA.com/restructuring](https://www.aa.com/restructuring) からご覧いただくこともできます。（英語でのご案内となります。）

今回の経営再建を通じ、アメリカン航空はお客様が求めるトラベルパートナー、そして世界各地に就航する航空業界のグローバルリーダーとしての評価をさらに強化するよう努めてまいります。

世界中のアメリカン航空社員を代表しまして、御社のご支援とご愛顧に感謝し、今後も御社との関係の強化を継続できますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

アメリカン航空  
営業担当 副社長  
デレック・デクロス